

令和 3 年 6 月 15 日
一般社団法人全国米麦改良協会

民間流通麦の入札業務細則の一部改正について

令和 3 年 5 月に開催された第 46 回民間流通連絡協議会において、令和 4 年産民間流通麦の入札から入札書への代表者印の押印を求めないことが決定されました。

これを踏まえて「民間流通麦の入札業務細則」の一部改正を行いました。

なお、今回の改正で入札書以外の申請書等についても一部代表者印の押印を求めないこととしました。

また、民間流通麦の売り手及び買い手の方々には、入札関係書類を送付する際、改めて今回の改正内容を連絡することとしています。